

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大衡村は、万葉すくすく子育てサポート医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大衡村長

公表日

令和8年8月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費の助成に関する事務に関する事務
②事務の概要	・大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費助成に関する条例の規定に基づき、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。(この事務において「児童」とは、出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。) ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給資格登録(更新)申請書についての審査及び認定をする。 ②受給資格及び記載事項変更届出についての確認をする。 ③受給者証返納届についての受理・認定をする。 ④医療費助成申請書に関する審査及び医療費の支給をする。 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。 Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費助成事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・大衡村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・大衡村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項及び別表第2の第4項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 総務課 電話:022(345)5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 住民生活課 電話:022(341)8512
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						[○]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)								[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続						[]接続しない(入手)		[]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・消去									
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業						[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。							
判断の根拠		・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。							
9. 監査									
実施の有無		[○] 自己点検		[] 内部監査		[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発									
従業者に対する教育・啓発		[十分にやっている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない					

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	住民生活課長 早坂 紀美江	住民生活課長	事後	様式変更による
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の集計か)	平成28年9月30日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の集計か)	平成28年9月30日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	なし	項目追加	事後	様式変更による
令和5年8月1日	Ⅰ. 1. ③(システムの名称)		(追記)統合宛名システム	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ. 1(対象人員)	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	最新期日による対象人数の見直し
令和5年8月1日	Ⅱ. 1(いつ時点の計数か)	2019/3/31	2023/4/1	事後	最新期日の更新による
令和5年8月1日	Ⅱ. 2(いつ時点の計数か)	2019/3/31	2023/4/1	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の集計か)	令和5年7月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の集計か)	令和5年7月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更による
令和7年11月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更による
令和8年8月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費助成に関する条例の規定に基づき、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。(この事務において「児童」とは、出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。) ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給資格登録(更新)申請書についての審査及び認定をする。 ②受給資格及び記載事項変更届出についての確認をする。 ③受給者証返納届についての受理・認定をする。 ④医療費助成申請書に関する審査及び医療費の支給をする。	・大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費助成に関する条例の規定に基づき、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。(この事務において「児童」とは、出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。) ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給資格登録(更新)申請書についての審査及び認定をする。 ②受給資格及び記載事項変更届出についての確認をする。 ③受給者証返納届についての受理・認定をする。 ④医療費助成申請書に関する審査及び医療費の支給をする。 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。 Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費助成事務 ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	事務概要の変更
令和8年8月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療費助成システム、統合宛名システム	医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)	事前	事務概要の変更
令和8年8月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・大衡村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項及び別表第2の第4項	・大衡村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項及び別表第2の第4項	事前	事務概要の変更